

そらぞら

2007.3

No. 20



交野市ボランティアグループ連絡会点訳「虹の会」(P7「NPO・草の根活動」)の活動風景

もくじ

特集

2 子どもに対する人権侵害について

山上幸雄さん(大阪府中央子ども家庭センター)／亀井明子さん(スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク)

4 人権随想
子どもに対する暴力(人権侵害)について考える
山縣文治さん(大阪市立大学)

6 このひと
ホームレスの人々とともに目指す自立
水越洋子さん(ビッグイシュー日本)

7 NPO・草の根活動
日本ビルマ救援センター(大阪市)
交野市ボランティアグループ連絡会点訳「虹の会」

8 人権相談の現場から
「子どもに関する相談」

9 シリーズ
「人権問題に関する府民意識調査」からみた啓発の課題④
奥田均さん(近畿大学人権問題研究所)

10 大阪府では…
「こども110番」運動って?
えせ同和行為を排除しよう!

11 お知らせ

12 まちを歩く【第16回】
舳松人権歴史館
人権啓発詩
「言葉」

子どもに対する人権侵害について

児童虐待や連れ去り、スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下「スクール・セクハラ」という。）など、子どもに対する人権侵害が近年、大きな社会問題となっています。今号では、その現状や問題点などについて、現場での取り組みを分析・解説してもらいながら、その解決の糸口や展望について考えたいと思います。

児童虐待への取り組みは「相談支援」と「予防」のふたつの側面から



やま がみ ゆき お
山上 幸雄さん

大阪府中央子ども家庭センター所長

積極的な啓発や相談支援を展開

私たちが2005（平成17）年度に受けた児童虐待の相談件数は3885件で、全国の総数の約1割を占めます。数字だけを見れば多いように思われるかもしれませんが、これは大阪府がかなり早い段階から虐待の取り組みを進めてきており、地域における虐待発見のネット

ワークが充実していることや、府民のみなさんに対する啓発も積極的に進めてきた結果だと思っています。つまり、虐待への理解が深まるにつれて、見過ごされてきた虐待を発見し、対応できるようになってきたということの表れだと考えています。また、府として市町村の児童相談体制の整備・支援のため、ケースワーカーを派遣しています。

さらに、医療機関における虐待の早期発見を促進するため、2006（平成18）年3月「乳幼児の虐待予防のための視点」（府地域保健福祉室発行）が配付されました。

身近な地域で虐待を敏感にキャッチ

虐待通告の47%（1833件）が市町村の児童福祉課や保健センターからのものです。学校関係からの15%と合わせると、半数以上が住民のみなさんにとって身近なところで虐待がキャッチされていることがわかります。近隣や知人の方からの通告も6.5%（252件）で、地域の方々

がさまざまなネットワークを構築されているとともに虐待に対する高い意識をもっておられるのを感じています。

虐待の深刻化を予防するには、早期に虐待に気づくことが必要です。「保護者が地域で孤立している」「いつも子どもだけである」「食べ物に対して強い執着心を示す」「衣類がとても汚れている」「配偶者間に暴力がある」などといった様子が見られる場合は地域の児童福祉課や保健センター、あるいは当センターに通告をお願いします。通告を受けて家庭を訪問すると、「通告されたんですか」と大きなショックを受けられる方がいます。けれども私たちの最大の目的は「良好な親子関係のなかで子どもが育てられること」です。そのことを理解していただきながら相談・支援を進めていきます。

地域子育て支援のネットワークの充実を

また、2006（平成18）年度からは24時間対応の虐待通告窓口を設けています。2007（平成19）年1月末現在で249件の通告があり、うち安全確認出動が25件、一時保護が14件となっています。急を要するケースもありますが、「このままでは子どもを殴ってしまいそうで不安」と切迫した電話をかけてこられた方に対しては不安な気持ちを受けとめ、継続的な相談につなげることもしています。

虐待防止という観点からは地域における草の根のネットワークが重要です。「自分が親になるまで赤ちゃんを抱いたこともなかった」という人が育児不安に陥るのは無理ありません。そんな時、「子どもってこんなものよ」と言いながらあやしてくれる人が身近にいればどれほど安心できるでしょう。子ども家庭センターに相談しにくい場合は、まず地域の児童委員さん、市町村の相談窓口気軽に相談してください。私たちも虐待への取り組みと同時に地域の関係機関と連携して「地域子育て支援ネットワーク」の充実を図っていきたいと考えています。

何重もの力関係のなかで起こるスクール・セクハラ

まずは「嫌だ」という思いを受け止める

スクール・セクハラの実態は少しずつ知られてきました。ただ、マスコミで報道されるのはほとんどが犯罪行為です。おとなから見れば“些細”なことでも子どもにとっては大きな苦痛をもたらしていることがあることもぜひ知っていただきたいと思います。

冬の寒い日、制服の胸元が開いているからと人目のないところで呼び出し、先生が胸元を閉じたのがきっかけで不登校になった女子生徒がいました。また、「体育の授業のために男女一緒に着替えるのが嫌だ。男女別に更衣させてほしい」という男子生徒の訴えを、「何言ってるんだ」と取り合わなかった中学校もあります。

先生にすれば、「よかれと思ってやっているのに」「そんなことまでやってられない」と不本意かもしれません。けれど、まずは子どもたちの「嫌だ」という思いを受け止めてほしいのです。そもそも、気になるのなら「寒いけど大丈夫？」と聞いてあげればよいこと。わざわざ呼び出して、先生がボタンをかける必要はないはずで

強制や否定も暴力の一種

「嫌だ」という感情を大切にされることは、成長期の子どもたちにとってとても重要なことです。若い人のふるまいを批判するおとなは多いですが、「嫌だ」「恥ずかしい」という気持ちを大切にされないまま育てば、そういった感覚がマヒするおとなが増えるのは当然ではないでしょうか。「嫌だということ」を強制されるのも、「嫌だという思い」を否定されるのも、一種の暴力だと私はとらえています。

部活動内でのスクール・セクハラも深刻な問題です。特に全国大会で入賞するような部では顧問やコーチが絶対的な存在となり、周囲の先生や保護者からも信頼を集めます。子どもたちも「強くなりたい」「試合に出たい」と必死で、とても「ノー」と言える雰囲気ではありません。そんな中で「先生を信頼しているのなら、何でもできるだろう」と裸にしたり、抱きついたりしたという事件が

何件も起きています。

権限をもった第三者機関の設立を

男から女へ、先生から児童生徒へ、おとなから子どもへ、部活動の顧問から選手へ、障害のない人から障害のある人へ…。学校という閉ざされた社会において、何重もの力関係のなかでスクール・セクハラが起こります。被害者は子どもだけではなく、関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会が2003年から2005年に調査したところ、教育実習生に対するスクール・セクハラが多数報告されました。

スクール・セクハラを防止するためには日頃からの研修が大切です。また、起きてしまったスクール・セクハラに的確に対応するためには、実効性のあるスクール・セクハラ対応システムが欠かせません。大阪府では2004年に教育委員会が「学校単位で研修を行うように」という通達が出されました。府教育委員会のスクール・セクハラ対応システムは、全国レベルでも進んだ内容だと思います。ただし、教育委員会や学校という“身内”での調査や判断には限界があります。今後はシステムを動かす人の意識をより高めるとともに、事実調査や被害者の心のケアなどに対応でき、ある程度の権限をもった第三者機関の設立が求められます。



かめい あきこ
亀井 明子さん

スクール・セクシュアル・ハラスメント
防止全国ネットワーク代表

「子どもに対する暴力（人権侵害）」の根底には、「生きる権利」や「育つ権利」「守られる権利」、さらには「学ぶ権利」など、大人の「子どもの権利」についての理解、認識の希薄さがあるように思います。子どもを「権利の主体」として捉え、その思いを十分に理解し、尊重しながら、子どもとかわかっていくことが必要ではないでしょうか。

子どもに対する 暴力(人権侵害)について考える



やまがた ふみはる
山縣 文治さん
(大阪市立大学教授)

●子どもに対する暴力とは何か

子どもに対する暴力とは何かという定義は、現在のところわが国にはありません。最も狭い範囲では、児童虐待の防止等に関する法律に示される4つの態様(身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト)を思い浮かべる人もいるでしょう。広くとらえる人は、子どもの最善の利益を図らないような制度も、子どもに対して間接的な暴力となっていると考えるかも知れません。

日本ではほとんど話題になりませんでした。2006年10月、国連の第三委員会に『子どもの暴力に関する調査研究報告書』が報告されました。これは、事務総長の依頼を受けたチームが研究成果としてまとめたものです。この報告書では、「子どもに対する暴力とは何か」という定義はしていませんが、起こる場所として、①家庭および家族②学校やその他の教育的な場③その他の施設(児童福祉施設や非行少年院などの施設)④職場⑤地域や路上一の5つをあげています。このような場面から想像すると、この報告書のいう暴力は、かなり広い範囲の行為を指しています。しかし、基本的に個人や集団によって行われるものが中心であり、制度そのものまでは含めていないように見受けられます。

とりあえずここでは、「子どもにとって不利益なことが個人あるいは集団(組織)によって行われること。多くの場合、それが子どもの心身の発達や成熟を阻害する状況」と考えることにします。

●子どもに対する暴力はなぜ起きるのか

暴力の多くは力関係のバランスが崩れている場合に起こります。大人や社会との関係において子どもは弱い立場にある場合が多く、被害者になりがちです。子ども同士の間においても同様で、いじめはその典型的な例と言えるでしょう。

当然のことですが、力というのは単に身体的なものだけを指すではありません。学校の教員や児童福祉施設の職員、家族内などで、事実上の上下関係が発生すると、それは子どもの側には「力(脅威)」として受け止められることになります。また、経済的問題、差別、宗教、障害、国籍なども、弱者と強者の関係につながる可能性があります。これらは、制度や文化のもつ権威などから生ずる力ということが出来るかも知れません。

また、弱み(第三者に知られたくない事柄など含む)が力関係を生じさせることもあります。本人の知らないところで、意図的に弱みの罠が仕掛けられたり、時にはデマによってこれが発生することもあるので、本人にとっては全く理解できない状況で暴力をふるわれることも少なくありません。

さらに複雑なのは、力のあるものは、無言、有言の圧力によって、直接関係のないものまで、強いものの側に組み込みがちで、このような状況になると、真の暴力者が表に出ず、暴力の構造がますます見えにくくなってしまふことさえあります。

●暴力を起こさないために しなければならないことは何か

多くの問題に共通することなのですが、まずは発生の予防、重度化・深刻化の予防、再発の予防という三つの予防体制を整えることが必要です。

発生の予防の基本は啓発教育ですが、これだけで暴力が激減するとは考えられません。暴力を起こしやすい環境を除去する仕組みや取り組みも必要です。たとえば、学校の教員や児童福祉施設の職員が人的に枯渇すると、大人の側にたまったストレスが子どもに暴力として向かうこともあるでしょう。夫婦関係や職場でのストレスも同様です。子どもに、じっくり、ゆっくり向かい合える体制の整備は、暴力の予防にもつながるはずで、また、子どものことをよく理解し、暴力を起こさないような具体的、実践的な対応方法を大人の側が身につけるといことも重要です。

重度化・深刻化の予防のポイントは、早期発見・早期対応です。そのためには、周囲の関係者の気づく力、必要に応じてそれを第三者機関につなぐ力、本人自身の声を出す力、中立な第三者機関の調整する力、などが重要となります。

再発の予防とは、見守りの仕組みのことをいいます。これは、発生の予防にもつながる活動です。

●もしも暴力が起こった場合にはどのようにすればいいのか

残念なことですが、おそらく子どもに対する暴力の発生を完全に押さえることは困難でしょう。では、もし暴力が実際に起こってしまった場合には、何が重要となるのか。これは、大きく三つの内容に分かれます。

第一は、先に示した早期発見・早期対応です。そのためには、発見体制や駆け込み体制を整える必要があります。相談機関、相談員などを多様に配置することはその一助になるでしょう。

第二は、暴力を受けた子どもの立場に立って擁護・調整する仕組みを作ることです。児童相談所は、福祉的な問題についての専門機関です。児童福祉施設の場合、第三者委員や運営適正化委員会もその役割を果たしますが、現状では必ずしも十分に機能していないと言わざるを得ません。教育や地域での取り組みも重要ですが、これもかなりの地域差があります。

第三は、再発を防止するための検証の仕組みです。これは、関係者を処罰するということを目的とするものではなく、なぜ暴力が起こったのか、対応策が適切であったのかを振り返ることで、新たな発生を防ぐために行うものです。

用語解説

児童虐待の防止等に関する法律第2条に示される児童虐待4つの態様

●身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

●ネグレクト（養育の拒否・怠慢）

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること。

●性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。

●心理的（精神的）虐待

子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者への暴力、その他子どもに著しい心理的外傷を与えること。



みず こし よう こ
水越洋子さん

(ビッグイシュー日本編集長)



ホームレスの人々とともに 目指す自立

周囲が反対するなかでの創刊

2003年9月、「ホームレスの仕事をつくり自立を応援する」というキャッチコピーを掲げた『ビッグイシュー日本版』が誕生した。販売員はIDカードをつけたホームレスの人のみ。何冊からでも、1冊90円で仕入れて200円で販売する。差額の110円が販売員の収入となる。1991年にイギリスで創刊された『ビッグイシュー』のシステムは多くの人に支持され、現在は27カ国で合わせて2600万部が発行されている。

『日本版』の創刊にあたって、斬新かつユニークな発想や街角で雑誌を掲げて売る販売員の姿が注目を集めた。しかし「うまくいけばホームレス問題の解決の道筋ができるかも」と日本版の立ち上げを決意した水越洋子さんに、周囲は「これだけ雑誌が売れない時代にうまくいくわけがない」と反対するばかり。

政治や社会問題を正面から取上げ、 支持を集める

周囲の声をよそに、水越さんは冷静に考えていた。「誰にでもわかりやすくオープンなビッグイシューのシステムが成功すれば、他の問題にも応用できるはず。そしてたまたま編集の仕事をしていたので、自分でやれるかもしれないと思ったのです」。

『ビッグイシュー』の読者層は若者が中心で、イギリス本部から送られてくる記事も若者に人気のミュージシャンや俳優のものが多い。水越さんは日本で編集する記事の方向性を定めるために、あらゆる若者向け雑誌を読み込み、「社会問題を正面から取り込んだ若者向けのオピニオン誌がない」と気付いた。「そういう読み応えのあ

る雑誌を求めている若者もいるはずだから、いいものをつくれば売れるはずと考えました」と話す。ひきこもりやDV、依存症など重いテーマを取上げつつ、必ず希望につながる提言で締めくくることが心にかけている。「2年経っても古びない特集内容」が誇りだ。

確かな自立に向けて、新たなチャレンジ

何度も苦しい状況を乗り越えながら、3年間で169万冊を売り上げ、ホームレスの人々に1億8590万円の収入を提供してきた。人気ロックグループ「BUMP OF CHICKEN」やアーティストの奈良美智など、さまざまな分野で活躍する人たちとのコラボレーションも多い。「彼らは“支援してあげる・してもらおう”という関係ではなく、対等な立場で共同作業するというスタンスでかかわって下さっています」と水越さん。

創刊以来、558名が販売員に登録し、1ヶ月以上続いた人は約4割、うち32名が就職していった。現在は10都道府県で約120名が販売活動をしている。ホームレスの人々が自立に至るまでには、『ビッグイシュー』の販売で路上から脱出し、自力でアパートを借りて住所をもち、就職活動をするという3つのステップを踏むことになる。それぞれの過程において、さまざまなサポートが必要だ。そのため、現在、非営利団体「ビッグイシュー基金」の設立準備を進めている。

とにかく慌しく時間が過ぎていく。思いをこめてつくった雑誌が刷り上っても、余韻に浸れないのがもどかしい。「でも、今は心を全部使って仕事している感じがしますね。だから体はしんどくても、ストレスはありません」。水越さんは、そう言って笑った。

NPO・草の根活動**日本ビルマ救援センター(大阪市)
～ビルマの人々とともに～**

「軍事独裁政権」「言論の自由がない国」「少数民族への攻撃」「強制労働」「強制移住」「少年兵」「HIV・AIDSの高感染率」「麻薬問題」「難民キャンプ」これらの言葉は現在ミャンマーと呼ばれている国の実態を表しています。皆さんはご存じでしたか。日本ではミャンマーという国についての報道はほとんどされていません。1991年にノーベル平和賞を受賞されたアウン・サン・スー・チーさんは現在3回目の自宅軟禁状態におかれ、約1400人の政治囚が投獄されています。タイ・ミャンマー国境の難民キャンプには15万人の難民が住み、約百万人の国内避難民が軍事政権の攻撃から逃れ、隠れ住んでいます。

日本ビルマ救援センター(BRC-J)はビルマ(ミャンマー)に偶然関わりを持った人々がビルマの人々のために何かしようと集まっている団体です。「丸いビルマ文字に惹かれて」「アジア旅行中に立ち寄って」「織物に興味があって」「少数民族に興味があって」、それぞれ会員のきっかけは異なりますが、月例ビルマ問題学習会に参加し、年2回タイ・ビルマ国境訪問を行っています。現地を訪れてビルマ難民の人々との交流を重ね、その支援活動が続けることで多くのことを学んでいます。私たちが目にする問題は数多くあり、市民レベル、草の根レベルから見るとそのハードルはとても高いです。しかし、大きな問題を目の前にしたときに最初からあきらめて何もしないのではなく、小さなことでもいいから行動を起こそうというのが私たちの理念です。私たちに何ができるか考え、多くの人に呼びかけて支援活動を行っています。難民キャンプの孤児院や女性の自立プロジェクトを支援し、中古PC、古着やめがねを難民に届けています。皆さまのご参加とご協力をお待ちしています。

連絡先：日本ビルマ救援センター事務局 代表・中尾恵子
大阪市城東区森之宮2丁目6-233

TEL/FAX：06-6967-7828

**交野市ボランティアグループ連絡会
点訳「虹の会」**

交野市ボランティアグループ連絡会 点訳「虹の会」は26名で活動しています。

設立当初は点字器を使っていた作業も1994(平成6)年頃からパソコンを導入し、現在は会の保有台数も15台を超えようとしており、常にフル稼働しています。

私たちの主な活動内容は

1. 定例会を毎週金曜日に開催、各人自宅での点訳・校正作業などを終えたものを持ち寄り、打合せ、編集、印刷、製本、勉強会などを行っています。
2. 主な点訳物は、①交野市からの依頼による配布物(交野市広報、社協だより、市議会だより、我が家の健康管理など)②大阪府教育委員会依頼の教科書、問題集など③一般書(ないぶネット登録、年間10冊程度を目標)④点字カレンダーの作成、その他プライベートサービスです。

この様な活動に対して、今まで大阪府盲人福祉協会・大阪府知事、厚生労働大臣からの表彰、また2005(平成17)年12月には、「草の根人権活動賞」をいただきました。

活動の中での課題は、①点訳能力のアップ②点訳量のアップ③点訳人員の増④点訳機器のメンテナンスなどで、全員積極的に取り組んでいます。特に、1人でも多くの人に点訳を理解して頂くために力を入れています。点訳人員を増やすことで、市の協力を得た講習会の開催や市と連絡会が共催する「ふれあい広場」の体験コーナーなどでPRに努めています。「虹の会」の活動は私たち自身の勉強の場、生涯教育だと思います。点訳・校正・編集・勉強会を通じて普段何気なく使っていた言葉の間違いに気付いた時など何か得をしたような嬉しい気分になります。

これからも会員相互の親睦を図り、正確でタイムリーな点訳を目指し、地道で実りある活動にしていきたいと思っています。

連絡先：交野市ボランティアセンター
交野市天野が原町5-5-1

TEL/FAX：072-894-3737



人権相談の現場から

子どもに関する相談〔子どもに対するネグレクト〕

相談 市の保健師から、ひとり親家庭のお母さんで、精神的に不安定になると家事や子どもの世話を一切しなくなってしまうので、一緒にかかわってほしいと相談があった。

以前から、市の保健師がフォローしているケースで小児慢性特定疾患の子どもがおられ、ネグレクトケースとして以前より関係機関と連携してサポートを行っていた。

対応 母親の疾病の病状と経済的問題で子どもへの虐待が懸念される。病状の安定を図るため、できるだけ育児負担を軽減することと母親の精神的安

定のため訪問を続ける必要がある。また、子どもの病状に留意しながら、医療機関と連携して支援を行う必要がある。

子どもに対しては、小児慢性特定疾患児ということもあり、今まで通り、市の保健師がフォローし、手続き等での相談についても保健所がフォローした。

また、お母さんの不安が大きいため、各機関が連携・意思統一し、一貫した支援を行うことを確認。外傷が認められたとき、母の体調不良のとき、保育所の欠席が続くとき、家の中の様子が気になるときは、その時々で市の児童福祉担当へ連絡することを確認した。

子どもに関する相談〔子どもに対する心理的虐待〕

相談 2人の子どもを持つ母親から、子どもを拒否してしまうと相談があった。母親自身が援助を求めており、子どもを拒否してしまうことを認識している。子ども達を施設にあずけたいことなどを話し、母親自身が大きな育児ストレスを抱えており、親戚等の育児に対する無理解もうかがわれた。

対応 母親の心理的な負担は、母親のもつ人

格的な面も関わりがあると思われるが、これまで援助が届かなかった結果、問題が大きくなり、母親の子どもに対する拒否感が強くなったとも考えられる。母親への面接相談を基本として、丁寧なかかわりが大切で、母親の心理的負担の軽減を図るため、定期的な個別相談を実施し、母親の子育てに対するストレスや子どもとの関係についてフォローしていくこととした。また、子どもたちが他機関の合同キャンプへ参加することや、保育園に入所することなどを促すなどの助言をおこなった。

子どもに関する相談先

大阪府中央子ども家庭センター
〒572-0838 寝屋川市八坂町28-5
TEL 072-828-0161 【虐待通報電話】072-828-0190

大阪府池田子ども家庭センター
〒563-0041 池田市満寿美町9-17
TEL 072-751-2858 【虐待通報電話】072-751-1800

大阪府吹田子ども家庭センター
〒564-0072 吹田市出口町19-3
TEL 06-6389-3526 【虐待通報電話】06-6389-2099

大阪府東大阪子ども家庭センター
〒577-0809 東大阪市永和1-7-4
TEL 06-6721-1966 【虐待通報電話】06-6721-5336

大阪府富田林子ども家庭センター
〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 (大阪府南河内府民センタービル内)
TEL 0721-25-1131 【虐待通報電話】0721-25-2263

大阪府岸和田子ども家庭センター
〒596-0043 岸和田市宮前町7-30
TEL 072-445-3977 【虐待通報電話】072-441-0125

大阪市中央児童相談所
〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55
TEL 06-6797-6520

堺市子ども相談所
〒593-8301 堺市西区上野芝2-4-2
TEL 072-276-7123

大阪府教育センター ○ すこやか教育相談
□ 子どもからの相談=すこやかホットライン
TEL06-6607-7361
sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

□ 保護者からの相談=さわやかホットライン
TEL06-6607-7362
sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

□ 教職員からの相談=しなやかホットライン
TEL06-6607-7363
sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

大阪府警察本部 ○ チャイルド・レスキュー110番
TEL 06-6943-7076 (24時間受付)

シリーズ

「人権問題に関する
府民意識調査」から
みた啓発の課題④



教育・啓発活動の成果と課題

「同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」という考え方を「寝た子を起こすな論」とよびます。1965年に出された国の「同対審」答申は、「寝た子を起こすな」式の考えには同意できない、とこれを明確に否定しました。同和問題の解決を目指した教育・啓発活動は、この「寝た子を起こすな論」との葛藤の歩みであったといえます。

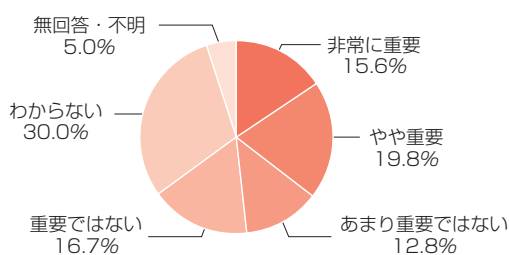
今日、この考え方は克服されているのでしょうか。また、この間展開されてきた教育・啓発活動は着実な成果を残しているのでしょうか。「人権問題に関する府民意識調査」の結果から、その現状を検証してみることになります。

(1) まだまだ根強い「寝た子を起こすな論」

図1は、「同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」という、いわゆる「寝た子を起こすな論」に対して、これを重要だと思うかどうかを尋ねた結果です。

「非常に重要」とした府民が15.6%、「やや重要」が19.8%にのぼり、この考え方を肯定している人の割合は合わせて35.5%に達しています。これに対して、「重要でない」が16.7%、「あまり重要でない」が12.8%と、これを否定している人の合計は29.5%にとどまっています。「寝た子を起こすな論」の克服は、今日なお大きな課題として残されています。

■図1 「寝た子を起こすな」という考え方について(n=3675)



(2) 同和問題の認知経路と結婚における差別意識

調査では、同和問題を「初めて知った経路」を尋ねています。その結果、最も大きな割合を占めているのが「学校の授業」で23.3%、次いで「父母や家族から」が17.8%となりました。

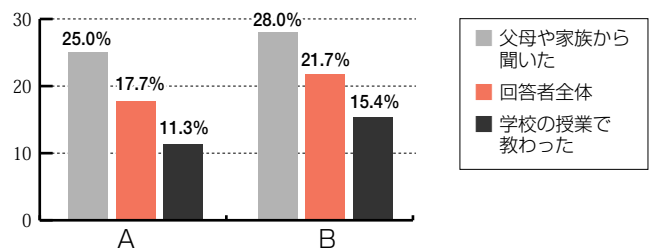
図2は、初めて知ったきっかけにおいて大きな割合を占めた「学校の授業」と「父母や家族から」を取り上げ、認知経路の違いによる同和問題認識への影響を調べたものです。ここでは、同和問題認識の指標として、「あなた自身の結婚相手を考える際、相手の人柄以外で、気になること（気になったこと）」の質問結果を取り上げ、回答における「相手が同和地区出身者かどうか」

奥田 均さん(近畿大学人権問題研究所 教授)

が気になる（気になった）人の割合を比較しています。

明らかな通り、同和問題に関する初めての情報が「父母や家族から」の場合、「相手が同和地区出身者かどうか」を気にする割合は全体の平均を大きく上回っています。逆に、「学校の授業」の場合には、全体の平均を明らかに下回っており、両者の違いは歴然としています。学校での同和教育の重要性と成果が明確に示されていることがうかがえます。

■図2 認知経路と結婚における差別意識



A=未婚の人で、「相手が同和地区出身かどうか」気になる人の割合
B=既婚の人で、「相手が同和地区出身かどうか」気になった人の割合

(3) 研修の成果は態度にも波及

教育や研修による成果は、学校教育の分野ばかりではありません。市民を対象にした講座や職場での研修においても、研修を受けた経験は、差別撤廃への態度に反映されていることが調査の結果から明らかになりました。

調査では、同和地区の人に対する差別発言に接したとき、どのような態度をとるかについて質問しています。このうち、「差別的な発言があったことを指摘して、差別について話しあう」と「おもて向きは話を合わせるが、何とか差別はいけなことを伝える」の回答者を「反論対処」と名づけました。また「ほかの話題に変えるよう努力する」と「何もせず黙っている」を選択した人を「回避対処」とし、「おもて向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう」を「同調対処」としました。

表は、市民対象の講座や職場での研修を受講した人の態度を全体の回答結果と比較したものです。いずれの場合においても、受講経験のある人のほうが全体に比べて「反論対処」をとる人の割合がはっきりと高くなっています。教育・啓発活動の一層の充実が期待されています。

■表 研修受講経験と差別発言に対する態度

	回答者数	反論対処	回避対処	同調対処
全 体	3323(100%)	51.4%	45.3%	3.3%
市民対象の講座 などで受けた	160(100%)	71.3%	26.3%	2.5%
職場の研修で 受けた	426(100%)	71.8%	26.3%	1.9%

(注)「反論対処」「回避対処」「同調対処」にグループ分けする際、「その他」「無回答・不明」は欠損値扱いをした

「こども110番」運動って？

昨今、子どもたちが登下校時を中心として、トラブルに巻き込まれる事件が多く発生し、社会問題となっています。青少年育成大阪府民会議では、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。



こども110番の家

地域の協力家庭が「こども110番」の旗などをかけ、子どもたちがトラブルにまきこまれそうになったときに、駆け込み、助けを求めることにより、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限にとめようとするもので、地域の皆様のご協力をお願いしています。現在約10万の家庭にご協力いただいております。

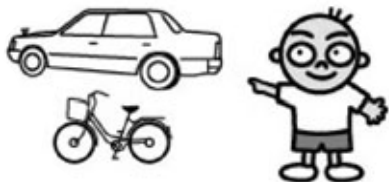
こども110番の家



「こども110番の家」の旗

動くこども110番

府内のタクシーや営業者、官公庁の公用車等に「こども110番」ステッカーを貼り、子どもたちの安全の確保に配慮します。地域でも安全パトロールなど、自主的な活動で子どもたちを守ります。



声かけるこども110番

地域の子どもたちを知り、コミュニケーションをしながら、子どもの安全を確保します。



学ぶこども110番

子どもたちに、「こども110番の家」の所在地や、犯罪から自分自身を守る方法を伝えます。



こども110番の駅

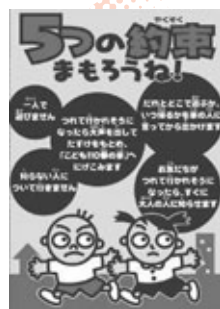
JR西日本（西日本旅客鉄道株式会社）及び近畿の私鉄各社（関西鉄道協会所属の32社）の近畿圏内485駅（うち大阪府内245駅）にて「こども110番の駅」に取り組んでいただいております。機関車トーマスのステッカーが貼ってあります。



2006年度の事業

2006年度は、「子どもの安全啓発看板」を作製し、大阪府内38市町村（政令市を除く）に自立型看板1,210枚、取付型看板4,750枚を配布いたしました。各地域で作成している地域安全マップでできた危険箇所を設置し、安全を啓発するためのものです。

また、「子どもの安全見まもり隊活動事例集」を作成し、大阪府内（政令市を除く）各市町村に13,000部、見まもり隊の活動がより活発になるよう配布しました。この事例集は、見まもり隊の研修や啓発のために使われるもので、子どもたちを守るため、幅広く息のながい、そして、誰でもできる活動となることを願っています。



えせ同和行為を排除しよう！

えせ同和行為とは、同和問題を口実として、高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど、不当に利益を得る行為を指します。えせ同和行為は、府民に同和問題に対する誤った差別意識を植えつけ、国、地方公共団体、民間運動体等が永年にわたって努力してきた同和問題の解決のための啓発活動及び教育の効果を覆すものです。

えせ同和行為に対処するためには、同和問題に関する正しい知識とそのような行為に対するき然とした態度が重要です。また、

窓口担当者に対応をまかせきりにするのではなく、組織全体の問題として対応することも大切です。具体的な要求を受けたときは、法務局、警察（暴力追放運動推進センター）、弁護士会へ相談してください。

みんなで力をあわせ、えせ同和行為を排除しましょう。

大阪府えせ同和行為対策関係機関連絡会
(大阪法務局人権擁護部内)

TEL : 06-6942-1481

お知らせ

憲法週間記念行事

“ひとがつながるまちづくり”
交流のつどいを開催します。

「団塊世代の地域デビュー」をテーマに、これまで地域と関わりがなかった人が定年を迎えて、地域にどのように関わっていくか、または迎え入れるかなど、地域において、対等な関係でつながりを持って関わっていくための取り組みについて皆さんとともに考えます。

日 時 2007年5月26日(土)

時 間 13:30~16:30(予定)

会 場 大阪市立難波市民学習センター
大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階
(最寄駅 JR難波駅、地下鉄なんば駅ほか)

内 容 活動報告、パネルディスカッション等

主 催 大阪府、大阪市、大阪人権啓発活動ネットワーク協議会
(大阪法務局・大阪府人権擁護委員連合会)、人権啓
発推進大阪協議会(愛ネット大阪)、(財)大阪府人
権協会、(社)大阪市人権協会

対 象 “ひとがつながるまちづくり”に関心がある
府民及び活動している個人・団体

定 員 120名
(事前申込制 先着120名の方に、参加整理券を送
付します)

入 場 料 無料

そ の 他 手話通訳あり、一時保育あり
(事前申込制)

問い合わせ 財団法人大阪府人権協会
〒556-0028大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06-6568-2983
FAX 06-6568-2985

人権文化のまちづくり講座

■日時/5月12日(土)午後1時~3時
■内容/講演「介助犬と生きて~シンシアがくれた希望、そしてエルモへ」
講師:木村 佳友さん(日本介助犬アカデミー理事)
■場所/豊中人権まちづくりセンター2階大集会室
■入場料/無料
■問合せ/豊中人権まちづくりセンター
TEL:06-6841-1313 FAX:06-6841-1310

憲法と市民のつどい

■日時/5月26日(土)午後1時30分~4時(午後1時開場予定)
■内容/講演「国際人って何?」~対話があつてこそ人間づくり~
講師:桂 小米朝さん(落語家)
コンサート「津軽三味線&マリンバ 打の共演」
出演:久保 比呂誌さん(津軽三味線) 後藤 由里子さん(マリンバ)
■場所/吹田市文化会館「メイシアター」中ホール
■定員/500名
■入場料/無料
■その他/手話通訳あり
■問合せ/吹田市人権部人権平和室
TEL:06-6384-1539 FAX:06-6368-7345

心の豊かさを求めて

■日時/6月2日(土)午後2時~4時(午後1時30分開場)
■内容/講演「あなたが生きることが私が生きること~松本サリン事件のその後~」
講師:河野 義行さん(松本サリン事件被害者)
■場所/高槻現代劇場 文化ホール3階 レセプションルーム
■定員/300名
■入場料/無料
■その他/手話通訳あり
■問合せ/高槻市人権啓発推進協議会 事務局(高槻市市民協働部人権室)
TEL:072-674-7458 FAX:072-674-7577

人権パネル展 愛はかぎりなくマザー・テレサ

■日時/5月2日(水)~5日(祝)午前10時~午後4時

■内容/マザー・テレサとシスターたちの世界を写し続けた沖守弘氏の写真パネルの展示。
■場所/野崎観音会館(野崎観音慈眼寺境内)
■入場料/無料

憲法週間記念のつどい

■日時/5月11日(金)午後7時~
■内容/マザー・テレサ没後10年。人々に愛と希望を与え続けたマザー・テレサの
真実の姿を描いた作品「マザー・テレサ」を上映。
■場所/大東市立総合文化センター 大ホール(JR学研都市線住道駅下車)
■定員/1200人
■入場料/無料
■問合せ(上記2事業とも)/大東市啓発推進課
TEL:072-870-9061 FAX:072-870-0907

憲法週間市民のつどい

■日時/5月10日(木)午後1時30分~(午後1時開場予定)
■内容/講演会
講師:崔 洋一さん(映画監督)
■場所/東大阪市立市民会館
■入場料/無料
■その他/手話通訳あり
■問合せ/東大阪市人権文化部人権室 人権啓発課
TEL:06-4309-3156 FAX:06-4309-3823

2007憲法週間&男女共同参画週間 市民の集い

■日時/5月27日(日)開場:午後1時 開演:午後1時30分~4時30分
■内容/映画「筆子その愛~天使のピアノ~」
講演「ともに生きる 地域をめざして」
講師:山田火砂子さん(映画監督)
■場所/泉南市立文化ホール
■定員/500名
■入場料/無料(入場整理券が必要)
■その他/手話通訳・一時保育(事前申し込みあり)
■問合せ/泉南市役所 人権推進課
TEL:072-480-2855 FAX:072-482-0075

豊中市

吹田市

高槻市

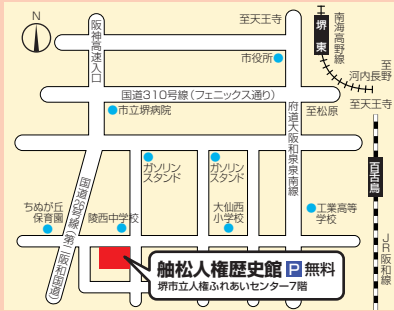
大東市

東大阪市

泉南市



堺市堺区
への まつ
第16回 **船松人権歴史館—名人阪田三吉に会う—**



将棋名人阪田三吉は、大鳥郡船松村、現在の堺市に生まれた。苦しい暮らしの中で、生業の草履表づくりなどを手伝いながら、大人の将棋を見て覚えたという。映画などの主人公にもなったこの三吉は、没後に日本将棋連盟から名人位・王将位を贈られた。師匠につかず、

「くらし」のコーナーでは、四畳半一間の暮らしや狭い路地「はんらく」が模型で再現され、当時の劣悪な住環境を物語る。「しごと」のコーナーでは、靴直し、くず物行商、と畜業などの写真や道具の実物が展示され、人々の厳しい仕事の様子がかがわれる。「船松の歴史」



実戦による独特の攻めが将棋界で注目され、一方、名人を名のったことが僭称とされ、それが原因で東京の将棋界から絶縁関係にあったという。宿敵関根金次郎名人との名勝負が有名で、「銀が泣いている」などの名文句がある。

このような阪田三吉がどうして生み出されたのだろうか。三吉をはじめ、船松村の暮らしや歴史を展示する船松人権歴史館を訪ねた。

船松人権歴史館は、南海電鉄高野線堺東駅からバスで15分の、堺市立人権ふれあいセンターの7階にある。入り口を入るとすぐに、将棋盤や駒が目飛び込んできた。阪田三吉記念室である。三吉ゆかりの将棋盤や免状の額が展示されている。映像での『さんきい物語』が、三吉の暮らしや成長のドラマをやさしく教えてくれた。

や「船松の部落解放運動」のコーナーからは、泉野利喜蔵などが中心となった「一誠会」や「船松水平社」などの、部落解放運動の歴史が解説されていく。そして「啓発」のコーナーでは、差別図書「部落地名総鑑」の新たな発覚などが紹介され、これからの同和問題の解決を求めている。

船松人権歴史館には、部落差別によって劣悪におかれた暮らしや仕事の中で、人々がその差別に負けずたくましく生き抜いてきた姿、差別をなくそうと取り組んできた姿があった。

阪田三吉の独自の棋風やその力強さが、この船松村の人々の歴史や暮らし、その生きざまの力強さと重なって見えた。

(船松人権歴史館：堺市堺区協和町2丁61、電話072-245-2536)

「言葉」

大阪市中学(年生当時)

田口志織

言葉は不思議だ
ノートに書いた字は
消しゴムで消せるのに
言った言葉は
消しゴムでは消せない
ほめられるとうれしくなり
けなされると悲しくなる
やさしい言葉をかけられると
心が温くなり
意地悪な言葉をかけられると
心が冷たくなる
何気ない一言でも
ケンカになったり
仲良くなれたり
それはきつと
言葉は心で
心は言葉
だから消しゴムでは
消せない

2005年度人権啓発詩・読書感想文募集事業
(大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪) (財)大阪府人権協会への入選作品より

編集後記

■本誌「そうぞう」も2002年6月の創刊から今号で20号を迎えました。総合的な人権情報誌として、この間、多くの府民、関係者から激励や期待の声寄せられました。感謝しながら、さらに誌面の充実努めていきます。(H)

■ビッグイシューの編集長取材して、「発行できたら、安心して暇もなく、もう次号について考え始めている」と聞き、見習わなければと思いました。ということは、僕って「そうぞう」の編集長？(T)

2007(平成19)年3月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は48円です。

発行／大阪府政策企画部人権室

編集／財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。